

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(この大学方針は国や島根県の自粛要請等を踏まえて大学独自の方針を定めたものです。3キャンパス全学共通を原則としますが、感染状況に応じてキャンパスごとの判断となる場合があります。)

キャンパス	教育・研究活動 (準備含む)	授業 (講義・演習・実習)	インターンシップ (IS)	就職活動	学生の構内立ち入り 学外者のキャンパス 訪問	クラブ・サークル活動	学生の アルバイト	学生の大学施設利用 (体育館・グラ ンド等)	大学施設の 外部貸し出し	図書館	学内会議	事務体制	学生寮の運営	県境をまたぐ移動と健康観察	学生の海外渡航	その他
浜田 ※2/16 から。		各キャンパスにおいて各学部・学科・別科・大学院研究科・短期大学の定めるところにより、授業を実施することとします。対面授業を実施する際は、別に定めるガイドラインに準ずることとします。なお、基礎疾患があるなどの理由により対面授業への参加が困難な学生のために最大限の配慮（例えば、遠隔授業の並行実施や課題等の代替措置により欠席扱いにしない）を実施します。検温をはじめとする日々の健康観察を行い、基本的な感染症対策に取り組んでください。	ISについて、次の条件を満たすものについて、参加自粛を解除します。事前に「インターンシップ届」を提出の上、感染拡大防止対策に最大限の配慮をすることとします。 ・ISへの申込日及びIS開始日の前日に、IS実施地域への新型コロナウイルスに関する移動制限が発出されていないこと。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をしてください。	感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をさせていただきます。	各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。（ボラティア活動を含む）	・アルバイトは、十分な感染予防措置がされている施設・事業所であることを前提とし、自らも感染拡大防止対策に最大限の配慮を行ってください。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトは自粛を要請します。  ・帰省等により感染拡大が報じられている地域にいる場合は、極力アルバイトを自粛してください。			引き続き、全面禁止とします。  引き続き、学生・教職員・市民研究員以外の利用禁止とします。また、館内のグループ学習室等の自習室利用を不可とします。			学生寮は集団生活の場であり、個人のプライバシーを尊重しつつ、コロナ禍の現状では寮生各自の行動が一層の責任が求められます。寮生は各寮の規則を遵守し、各寮においてコロナ対策として定めたガイドライン等に従ってください。	・常時、健康観察（体温測定）を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・コロナウィルス感染症への感染が疑われる場合や濃厚接触者となった場合は、最寄りの保健所及び浜田キャンパス学生支援課まで連絡してください。また、対応方法に不安を覚えた際には遠慮なく大学事務局又はゼミ教員に連絡して相談してください。  ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。  ➤感染症対策を徹底する。（マスク、手指洗浄、三密の回避等）  ➤繁華街への夜の外出は控える。  ➤会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。		
松江 ※2/16 から。	引き続き、感染拡大防止に配慮して、教育・研究活動を行うことができます。	(2021年度春学期の授業) ※浜田キャンパスでは、原則、対面授業を主として実施しますが、授業によっては全ての回次又は一部の回次で遠隔授業を実施します。来日ができない留学生には遠隔授業を実施します。実施形式は履修登録期間前までに順次公表します。なお、対面授業の実施に万全を期するため、授業開始【4月5日（月）】の2週間前【3月22日（月）】から感染しないための慎重行動と検温をはじめとする日々の健康観察を行ってください。	県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとし、インターンシップ活動を行う際は、事前に教務学生課キャリア担当（保育・教育職インターンシップは教職センター）へ活動予定を報告してください。	引き続き、WEB形式の活動を主とすることを推奨します。対面形式の採用説明会・採用試験への参加など、外出せざるを得ない場合は、感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をしてください。  県外への移動については島根県の移動自粛要請基準に準じることとします。		各キャンパスにおいてコロナ対策として定めたガイドライン等に従うことを条件に、一部の課外活動を許可します。  ボランティア活動については、対面での活動は教員指導のもと十分な感染症予防対策を講じた上で行ってください。就職につながるボランティア活動については、事前に下記申請先の許可を得た上で実施してください。（申請先：教育・保育関係機関での活動については教職センター、それ以外の一般企業・公的機関等での活動については教務学生課）		引き続き、全面禁止とします。  おはなしレストランライブラリーについては、引き続き下記について徹底することで、一般利用を行いません。 ①基本的な感染防止対策（マスク着用、検温、手指消毒等） ②利用者の時間制限、人数制限等 ③図書、館内の消毒等 ④館内での読み聞かせ等の集会は当面行わない。	引き続き、全面禁止とします。	引き続き、感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急のメール・電話での対応はできません。	引き続き、感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急のメール・電話での対応はできません。	引き続き、感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。但し、不要不急のメール・電話での対応はできません。	・常時、健康観察（体温測定）を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・県外への移動、移動先での更なる移動（県内への帰着含む）の際は、事前に移動先・期間・体調をゼミ教員に報告してください。  ・新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合（発熱・咳・味覚症状等）は、かかりつけ医または最寄りの保健所に連絡してください。PCR検査等を受けた場合は、松江キャンパス教務学生課まで連絡してください。  ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。やむを得ずこれらの地域へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。  ➤感染症対策を徹底する。（マスク、手指洗浄、3密の回避等）  ➤繁華街への夜の外出は控える。  ➤会食などの際も、いわゆる3密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。	外務省の海外安全ホームページ上における、レベル2以上の国(地域)への渡航中止もしくは延期を要請します。	引き続き、大学関係者全員に感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）を要請します。また、教室や各事務室の扉や窓は常時開放とします。	
出雲 ※2/16 から。		※出雲キャンパスでは、4月5日（月）から4月16日（金）までは遠隔授業を行います。その間、学生全員は検温をはじめとする日々の健康観察を行ってください。4月19日（月）からは原則、対面授業を実施します。  ※松江キャンパスでは、4月7日（水）から4月16日（金）までは遠隔授業を行います。その間、学生全員は検温をはじめとする日々の健康観察を行ってください。4月19日（月）からは学びの内容や教室の容量などに応じて、原則担当教員の判断で対面・遠隔又は対面と遠隔を併用した授業を実施します。実施方法は別途連絡します。	島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』（寮生は外泊届）にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他の、臨地実習「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	島根県外への移動が必要な場合は、『県内外への移動予定申請書』（寮生は外泊届）にて移動予定をチャーターに報告することとします。その他の、臨地実習「県境をまたぐ移動と健康観察」欄で示した内容を遵守してください。	感染拡大防止対策（マスク着用・手洗いや消毒の励行・3密状態の回避）に最大限の配慮をしていただき、3/21 9時以降学生の構内への立ち入り、少数の学外者のキャンパス訪問を許可します。ただし、課題の提出やチャーターとの面談等での入館は随時可能です。なお、施設利用（学生ラウンジ、3階パソコン実習室）は、通常キャンパスに通学する際の居住地で継続して過去2週間健康観察を行っている方、PCR検査で陰性の方で、かつ症状の無い方は2/17以降平日9時から17時の間で利用を許可します。	引続き、サークル・ボランティア活動の中止を要請します。今後の活動については、4/19以降の状況により再開を検討します。	・アルバイトをする際には、チャーターに届け出をすること。  ・3密を避けること。休憩中にも3密+大声で喋らないこと。  ・感染リスクの高い施設でのアルバイトを禁止する。  ・その他、接客、対面となる業種については、（可能な限り自粛する）、感染防止対策を十分に選ばれているものを選ぶようにすること。	施設利用を全面禁止とします。今後はクラブ・サークル活動の対応に準ずることとします。	引き続き、全面禁止とします。	引き続き、全面禁止とします。	引き続き、全面禁止とします。	引き続き、全面禁止とします。  学生・教職員以外の利用禁止とします。学生は通常キャンパスに通学する際の居住地で継続して過去2週間健康観察を行っている方、PCR検査で陰性の方で、かつ症状の無い方は2/17以降平日9時から17時の間で利用を許可します。	・常時、健康観察（体温測定）を行い、体調不良時は絶対に外出しないでください。症状によっては、かかりつけ医や保健所に相談してください。  ・県外への移動、移動先での更なる移動（県内への帰着含む）の際は、移動先・期間・体調をチャーターに報告してください。  ・感染拡大が報じられている地域への不要不急の移動は自粛して下さい。上記に加えて、出雲Cの学生は以下を遵守してください。 ・帰省等、居住地を離れる場合は、県内外を問わず事前にチャーターに『県内外への移動予定申請書』を用いて「移動先」「期間」「理由」を伝えること。寮生の場合は、寮務担当教員に外泊届を提出する。無断外泊、虚偽記載は退寮の対象になることがある。 ・出雲Cで定める「特別感染警戒地域」からの来県及び同地域への移動は、極力控えること。 ・やむを得ず「特別感染警戒地域」へ移動する場合は、特に以下の点に留意すること。 ➤感染症対策を徹底する。（マスク、手指洗浄、三密の回避等） ➤繁華街への夜の外出は控える。 ➤会食などの際も、いわゆる三密を避ける等の感染症対策が十分にとられていない店舗や施設の利用は控える。 ➤「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用する。 ・やむを得ず「緊急事態宣言の対象地域」や「特別感染警戒地域」に滞在していた場合は、必ず帰県後2週間は自宅待機し、健康観察を行うとともに、その間、アルバイトも中止とし不要不急の外出を控え、他者との接触を極力控えること。また、体温測定等の健康観察及び体調不良時の大学への連絡を徹底すること。			